

様式第 49 号 (第 93 条、第 95 条関係)

公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者) 選任 (死亡、解任) 届出書

年 月 日

(あて先)  
川 口 市 長

氏名又は名称及  
び住所並びに法  
人にあつてはそ  
の代表者の氏名  
届出者

(電話番号

)

埼玉県生活環境保全条例第 113 条第 3 項 (第 115 条第 2 項において準用する第 113 条第 3 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

指定工場等の名称				※整理番号		
指定工場等の所在地				※受理年月日		
大 気 関 係	排 出 ガ ス 量	m <sup>3</sup> N/h		※指定工場等		
	ばい煙発生施設の種類の	別紙 1 のとおり。		※備 考		
水 質 関 係	排 出 水 の 量	m <sup>3</sup> /日				
	汚水等排出施設の種類の	別紙 2 のとおり。				
騒音・振動関係	騒音・振動発生施設の種類の	別紙 3 のとおり。				
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類の	別紙 4 のとおり。				
選 任	公害防止主任者  ( 公害防止主任者 の代理者 )	選 任 年 月 日	年 月 日			
		職名		氏名		
		担 当 業 務 の 範 囲				
		公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者) が他の指定工場等の公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者) を兼ねる場合は、その兼ねている指定工場等の名称および所在地				
		選 任 の 事 由				
解 任	公害防止主任者  ( 公害防止主任者 の代理者 )	死 亡 、 解 任 年 月 日	年 月 日			
		職名		氏名		
		担 当 業 務 の 範 囲				
		公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者) が他の指定工場等の公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者) を兼ねる場合は、その兼ねている指定工場等の名称および所在地				
		解 任 の 事 由				

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音・振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する欄に所要事項を記載すること。「公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者)」の欄には、「〇〇関係公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者)」と記載すること。
- 2 公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者) を 2 名以上選任する場合は、「公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者)」の欄を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 5 公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者) が他の指定工場等の公害防止主任者 (公害防止主任者の代理者) を兼ねる場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和 46 年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第 3 号) 第 5 条第 2 号ただし書に基づく基準を満たしていることを証する書類を添付すること。

ばい煙発生施設の種類

番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
1				
2				
3				
4				
5				

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の名称を記載すること。
- 2 「項番号」の欄には、同令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。
- 3 「施設の規模」の欄には、同令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。
- 4 「施設の用途」の欄には、施設の用途のほかに当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

別紙 2

汚 水 等 排 出 施 設 の 種 類

番号	施 設 の 名 称	号 番 号	施 設 の 用 途
1			
2			
3			
4			
5			

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設の名称を記載すること。
- 2 「号番号」の欄には、同令別表第1に掲げる号番号を記載すること。
- 3 「施設の用途」の欄には、施設の用途のほかに当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

## 騒音発生施設・振動発生施設の種類

番号	施設 の 名 称	公 称 能 力	台 数	施 設 の 用 途
1				
2				
3				
4				
5				

- 備考 1 この表には、施設の種類、公称能力及び施設の用途が同一の場合はまとめて記載するものとし、同一の種類であっても公称能力又は施設の用途が異なる場合はその異なる施設ごとに記載すること。
- 2 「施設の名称」の欄には、騒音規制法施行令別表第1又は振動規制法施行令別表第1に掲げる施設の名称を記載すること。
- 3 「公称能力」の欄には、騒音規制法施行令別表第1又は振動規制法施行令別表第1に掲げる施設の種類ごとに規定する能力の単位を用いて記載すること。ただし、油圧プレス及び機械プレスについては呼び加圧能力（キロニュートン）を、鍛造機については落下部分の重量（トン）を記載すること。
- 4 「施設の用途」の欄には、施設の用途のほかに当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

## ダイオキシン類発生施設の種類

番号	施設の名称	別表番号	号番号	施設の規模	施設の用途
1					
2					
3					
4					
5					

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1又は別表第2に掲げる施設の名称を記載すること。
- 2 「別表番号」の欄には、当該施設が同令別表第1に掲げる施設であるときは「第1」、同令別表第2に掲げる施設であるときは「第2」と記載すること。
- 3 「号番号」の欄には、同令別表第1又は別表第2に掲げる号番号を記載すること。
- 4 「施設の規模」の欄には、同令別表第1に掲げる規模を記載すること。ただし、同令別表第2に掲げる施設にあつては、記載しないこと。